

みたか子ども読書プラン 2027

－三鷹市子ども読書活動推進計画－

(案)

2024(令和6)年 12 月

三鷹市教育委員会

第1章 総論.....1

第1 計画の基本的な考え方.....1

- 1 計画の改定にあたって.....1
- 2 計画の位置付け.....1
- 3 基本方針.....2
- 4 計画の期間.....2
- 5 計画の目指すもの.....2

第2 計画の背景.....4

- 1 国の動向.....4
- 2 東京都の動向.....4
- 3 みたか子ども読書プラン 2022（第2次改定）の達成状況.....5
- 4 みたか子ども読書プラン 2027 項目一覧.....6

第2章 各論～具体的な施策の展開.....7

第1 子どもが本を手にするしくみ.....7

- 1 図書館資料の充実.....7
- 2 学校図書館への支援.....8
- 3 関係施設・部署との連携.....9
- 4 市内施設、団体向けサービスの充実.....10
- 5 移動図書館「ひまわり号」の活用.....11
- 6 居場所としての図書館.....11
- 7 読書や調べ学習のための情報提供.....11

第2 読書の楽しさを伝えるしくみ.....13

- 1 図書館で行う発達段階に応じた読書活動.....13
- 2 家庭・地域における読書活動.....15
- 3 学校における読書活動.....16
- 4 子どもの読書活動に関する情報の発信.....16
- 5 児童サービス担当職員の資質向上.....17

第1章 総論

第1 計画の基本的な考え方

1 計画の改定にあたって

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるなど、人生をより豊かに生きるうえで重要なものです。三鷹市（以下「市」という。）では、すべての子どもが、家庭、地域、学校のあらゆる機会あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備に取り組むため、2005（平成17）年5月に「みたか子ども読書プラン2010」、2012（平成24）年3月に「みたか子ども読書プラン2022」を策定しました。その後、同プラン（第1次改定）を経て、2023（令和5年）度末に同プラン（第2次改定）の計画期間が満了しました。

そこで「みたか子ども読書プラン（第2次改定）」における取組みの成果と検証を踏まえ、子どもの発達段階に応じたサービスを届ける視点、そして、子どもの読書を支援する様々な取組みを推進することで子どもの読書習慣が形成されることを重点とし、読書環境の整備と読書活動の支援の一層の推進を継続して図るため、「みたか子ども読書プラン2027」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

「みたか子ども読書プラン2027」は、国及び東京都が策定する子ども読書活動推進に関する計画を踏まえ、第5次三鷹市基本計画¹や三鷹市立図書館の基本的運営方針²、三鷹市教育ビジョン2027³、三鷹市生涯学習プラン2027⁴、三鷹市子ども総合計画（仮称）⁵との整合を図り、市における子どもの読書活動の推進に関する施策を計画的に推進するための計画です。

また、市における「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画としての位置付けを持ちます。

¹第5次三鷹市基本計画：市の基本理念・基本目標を定めた「三鷹市基本構想」の実現に向け、市の基本的な行財政運営の指針として、取り組む施策の基本的な考え方、体系、主要事業の目標や実施時期などを定めたもの。令和6年6月には第5次三鷹市基本計画が策定されました。

²三鷹市立図書館の基本的運営方針：第5次三鷹市基本計画の施策及び主要な事業の推進に当たり、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、基本計画の着実な進展を図ることを目的に定めました。

³三鷹市教育ビジョン2027：教育基本法で明示された教育の目的及び目標を踏まえ、その達成に向けて三鷹の教育が目指すべき基本的かつ総合的な構想として施策の方向を定めるもので、三鷹市の教育振興基本計画です。

⁴三鷹市生涯学習プラン2027：地域全体の活性化を実現するため、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」ことを基本目標にし、生涯学習に関する施策を具体的に実施するための個別計画と位置付けられ、市における生涯学習施策を総合的に推進するために定められています。

⁵三鷹市子ども総合計画（仮称）：三鷹市の子ども施策を総合的に推進することを目的とした計画であり、こども基本法における「市町村こども計画」に位置付けられます。

3 基本方針

この計画は、0歳から18歳までを対象とし、次の4つの基本方針に基づき、具体的な施策の展開を図ることとしました。

(1) 「みたか子ども読書プラン」の継承

市のすべての子どもが、家庭、地域、学校などあらゆる機会あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境の整備に取り組むことを基本とした「みたか子ども読書プラン」の基本理念を継承し、三鷹市立図書館（以下「図書館」という。）の具体的な読書支援のあり方を中心に「子どもが本を手にするしくみ」（読書環境の整備）、「読書の楽しさを伝えるしくみ」（読書活動の支援）の2つの柱で施策や事業を推進します。

(2) すべての子どもに届けるという視点を重視した施策

それぞれの子どもの発達段階に応じて読書への関心を高めることは重要であり、本や読書に関心を持ちにくい子どもにも図書館のサービスを届けるという視点で施策を展開します。家庭や地域に対するアウトリーチ（出前型事業）の取り組みや、学校との連携を図り、子どもの日常生活の場での読書環境の整備に努めます。

(3) 市民の参加と協働による読書活動の支援の充実

市内には昭和40年代から本の貸し出し、読み聞かせなどを行っている地域文庫・家庭文庫をはじめ、語りや絵本の読み聞かせをする多数の市民ボランティアが存在し、子どもの読書活動を支えています。変化の激しい予測困難な時代において、子どもに本の楽しさを伝えることには新たな難しさが生じています。そのため、地域全体で子どもの読書活動を支援できるよう、市民ボランティアとの協働事業や人材の育成、情報提供などを丁寧に行っていきます。

(4) 発達段階に応じた切れ目のない読書活動の支援

乳児から幼児、小学生、中学・高校生世代へと成長に応じて読書の楽しみを広げていけるよう、読書活動推進の施策を体系化し、学校や地域、家庭が連携した取り組みを進めます。また、引き続き中学生を中心とした年齢層に対し、読書習慣を形成する観点から取り組みを継続していきます。

4 計画の期間

計画期間は、第5次三鷹市基本計画との整合を図り、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までとします。

5 計画の目指すもの

本計画は、「読書に親しむ環境の整備を推進し、子どもたちの自主的な読書活動を支援すること」を基本理念としています。

この目的をより効果的に実現するため、施策・事業の体系は、「子どもが本を手にするしくみ」と「読書の楽しさを伝えるしくみ」の2つの柱で構成しています。これらの施策・事業の成果を計る客観的な目標値として、次の指標を定めるものとします。

指標1 「中学・高校生世代」「電子書籍」にも注目した図書館資料の充実

0歳から18歳を対象とした図書館資料270,000点の収蔵
を目指します。

図書館において、その有する図書館資料はすべての図書館事業の根幹をなすものです。今後も積極的に図書館資料の充実に取組みます。引き続き、「中学・高校生世代」を含む0歳から18歳を対象にした読書ニーズに対応するため、電子書籍⁶を含めて、図書館資料数270,000点への増加⁷を目指します。同時に公立図書館に相応しい蔵書構成及び資料の質にも配慮していきます。

指標2 0歳から18歳までの利用の拡大

0歳から18歳までの利用者の貸出点数 448,000点
を目指します。

「みたか子ども読書プラン2027」を推進していく中で、更なる読書環境の整備や自主的な読書活動の支援を図ることにより、図書館における貸出点数がさらに増加すると考えられます。これまでの取組みを更に推進し、電子書籍の貸出数も含め、貸出点数448,000点を目指し⁸ます。

指標3 本を読む小・中学生の割合の拡大

本を読む小・中学生の割合が100%になるよう
目指します。

東京都教育委員会が2022（令和4）年度に実施した「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査結果⁹によると、1か月の間に1冊も本を読まなかった

⁶ 電子書籍：書籍などを電子データ化し、パソコン、スマートフォン、タブレット型端末などのディスプレイ上で読めるようにした書籍のことです。三鷹市では、三鷹市在住、在学、在勤の利用登録者を対象に令和3年3月よりみたか電子書籍サービスを開始しています。

⁷ 図書館資料数270,000点への増加：みたか子ども読書プラン2022（第2次改定）での児童書、ティーンズ向け図書の増加率105%を令和5年度の収蔵数に乗じて算出した。

⁸ 貸出点数448,000点：みたか子ども読書プラン2022（第2次改定）での上記条件での貸出点数の増加率112.7%を令和5年度の貸出点数に乗じて算出した。

⁹ 「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査：東京都教育委員会が子どもの読書の状況及び公立学校における読書活動等の現状を把握し、今後の施策に活用することを目的に隔年実施する調査です。令和4年度が最新の調査です。

児童・生徒の割合（不読率）は小学2年生では4.4%、小学5年生では5.1%、中学2年生では10.3%と、前回調査（2019（令和元）年度）よりいずれの学年も本を読む割合が減少していました。「本を読むことに興味がない」「読みたい本がなかった」という理由で本を読まない子が多く、本を読む子は、「家の中に本がある」「身近な人に本を読んでもらったことがある」「図書館に来たことがある」という傾向があります。学校や家庭、図書館などで本に触れる、読んでもらう機会を増やしたり、図書館の存在をアピールしたりするなどして、小・中学生の読書活動の促進を図ります。

第2 計画の背景

1 国の動向

2001（平成13）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、推進の基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定し、公表することが定められました。その後、おおむね5年ごとに計画を改定し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

2018（平成30）年4月以降は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）¹⁰の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」¹¹の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。一方で、コロナ禍やGIGAスクール構想¹²による学校のデジタル環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があり、こうした諸情勢の変化や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）期間における成果・課題等を検証した上で、2023（令和5）年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）が策定されました。この計画では「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子ども視点に立った読書活動の推進」の4つを基本方針として挙げています。

2 東京都の動向

東京都は国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、2003（平成15）年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」、2009（平成21）年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。その後、

¹⁰「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）：障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年6月に施行されました。

¹¹第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」：公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

¹²GIGA スクール構想：1人1台学習用タブレット端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適な学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想です。「GIGA」とは、Global and Innovation Gateway for Allの略です。

2015（平成 27）年 2 月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」、2021（令和 3）年 3 月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、「乳幼児期からの読書習慣の形成」「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」「読書の質の向上」の 4 項目を基本方針として取組みを推進しています。この計画は、市区町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定・改定する際の基本としても位置付けられています。

3 みたか子ども読書プラン 2022（第 2 次改定）の達成状況

この計画は、「子どもが本を手にするしくみ」、「読書の楽しさを伝えるしくみ」の 2 つを柱で構成され、9 つの具体的な施策を掲げました。

「子どもが本を手にするしくみ」としては、井の頭コミュニティ・センター図書室及び三鷹市星と森と絵本の家等の関係部署・関係団体との連携強化、移動図書館「ひまわり号」の活用、外国語図書資料を含む蔵書の拡充を図りました。居場所としての図書館づくりとして、東部図書館及び西部図書館に閲覧席や学習席を新設し、三鷹図書館（本館）（以下、「本館」という。）では「ティーンズ対象まなびの場事業」を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により「新しい生活様式」に対応した事業として、児童書を含む電子書籍資料を導入しました。

「読書の楽しさを伝えるしくみ」としては、市内在住の児童文学作家神沢利子さんが 100 歳を迎えたことを記念した「神沢利子さんおめでとう 100 歳展」の開催及び関連イベントの実施、三鷹ゆかりの絵本作家石倉ヒロユキさんの原画展の開催、「わん！だふる読書体験¹³」事業の継続など多様な視点からの読書活動事業を推進しました。

その結果、指標 1 「「中学・高校生世代」にも注目した図書館資料の充実」については、0 歳から 18 歳を対象とした図書館資料数 240,000 点の目標を達成し、252,155 点となりました。これは西部図書館及び南部図書館でのティーンズコーナーの設置によるもので、これにより図書館全館で、ティーンズコーナーを設置しています。

指標 2 「0 歳から 18 歳の利用の拡大」についても、0 歳から 18 歳までの利用者の貸出点数の目標 368,000 点を達成し、397,376 点でした。

指標 3 「本を読む小・中学生の割合の拡大」については、前回と比較し本を読む子どもの割合が小学 2 年生で 1.5%、小学 5 年生で 0.9%、中学 2 年生で 0.4%減少する結果となり、読書への意欲や関心を高めるような働きかけが必要です。

¹³わん！だふる読書体験：子どもが犬と触れ合いながら、本の読み聞かせをする取り組みです。犬とのふれあい方を学び仲良くなる中で、子どもが自発的な読書を通して感じる達成感により、読書意欲や自己肯定感の向上、他者への共感力を育むことを目的としています。公益社団法人日本動物病院協会（JAHA）の協力のもと平成 28 年度より実施しています。

4 みたか子ども読書プラン 2027 項目一覧

第1 子どもが本を手にするしくみ	
1 図書館資料の充実	
(1)	発達段階に合わせた蔵書点数の拡大、蔵書内容の充実
(2)	さまざまな子どもの利用を考慮した資料の収集（拡充）
(3)	デジタル社会に対応した読書環境の整備（新規）
(4)	児童書研究資料の充実
(5)	見やすい・探しやすい 本と出会える環境づくり（新規）
2 学校図書館への支援	
(1)	学校図書館との連携強化（拡充）
(2)	学校図書館への図書資料の支援
(3)	土曜日の地域開放での学校図書館運営
3 関係施設・部署との連携	
(1)	コミュニティー・センター図書室との連携
(2)	子ども政策部との連携
(3)	三鷹市星と森と絵本の家との連携
(4)	地域文庫・家庭文庫への長期貸出
4 市内施設、団体向けサービスの充実	
(1)	子ども向け施設への団体貸出（拡充）
(2)	リサイクル図書の提供と活用
5 移動図書館「ひまわり号」の活用	
6 居場所としての図書館	
7 読書や調べ学習のための情報提供	
(1)	図書館での子どもの本に関するレファレンスの充実
(2)	各種推薦資料リストなどの作成と活用
第2 読書の楽しさを伝えるしくみ	
1 図書館で行う発達段階に応じた読書活動	
(1)	乳幼児・小学生向け
ア	乳児向け読書活動の推進
イ	おはなし会の充実
ウ	多様な視点からの読書活動の推進
(2)	ティーンズ向け
ア	情報発信
イ	ニーズ調査と情報交換
ウ	読書活動の推進
(3)	配慮が必要な子どもに対する読書活動の推進（拡充）
(4)	国際理解・異文化交流事業の推進
2 家庭・地域における読書活動	
(1)	家庭での絵本の読み聞かせなどに関する読書活動の推進
(2)	地域における市民協働による読書活動の推進
(3)	ボランティアグループ、地域文庫・家庭文庫の紹介
3 学校における読書活動	
(1)	情報共有・発信
(2)	小学生の図書館訪問活動の推進（拡充）
4 子どもの読書活動に関する情報の発信	
5 児童サービス担当職員の資質向上	

第2章 各論～具体的な施策の展開

第1 子どもが本を手にするしくみ

子どもがあらゆる本と出会えるよう、図書館は蔵書構成をさらに充実させるとともに、関係部署や学校との連携を深め、だれでもどこでも本を手にする事ができる環境づくりに取組みます。

1 図書館資料の充実

(1) 発達段階に合わせた蔵書点数の拡大、蔵書内容の充実

乳幼児期から高校生世代まで、それぞれの発達段階に合わせた資料を収集するとともに、児童書から一般書への橋渡しができる資料も幅広く収集します。今後も、一般書との蔵書割合も含めた蔵書構成の見直し、基本資料の買い替えとともに、さらなる蔵書内容の充実を図ります。

(2) さまざまな子どもの利用を考慮した資料の収集 **拡充**

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、読書に支援や配慮を必要とする子どもが読書を楽しめる「ユニバーサルデザイン図書¹⁴」や大活字資料、外国語資料など、多様なニーズに配慮した資料を充実します。市内ボランティアグループ「てのひらの会¹⁵」制作の布えほんについては、所蔵館の拡大を図ります。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備 **新規**

市では、児童・生徒1人1台の学習用タブレット端末を活用した教育を推進しています。図書館では、みたか電子書籍サービス¹⁶を開始していますが子ども向けコンテンツ数は少なく、その所蔵数は十分ではありません。図書館では子どもがいつでも読みたいときに、気軽に読書ができるよう、利用人数に制限のない読み放題パック¹⁷などの電子書籍資料の充実を図ります。ティーンズ向けには参考書や資格取得のテキストなども提供できるよう努めます。

また、みたか電子書籍サービスの利用には図書館の利用者登録が必要のため、利用登録促進の周知広報も行っていきます。

¹⁴ユニバーサルデザイン図書：文化・言語・国籍、年齢、障がいの有無や能力差に関わらず、利用することができることを目的とする図書のことです。

¹⁵てのひらの会：昭和56年に発足した布えほんを制作するボランティアグループで、みたかボランティアセンターで布えほんの制作を行っています。作品は、市内外の障がい児通所訓練施設、保育園、幼稚園等に貸し出しています。

¹⁶みたか電子書籍サービス：インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットなどで、いつでも電子書籍を借りて読むことができるサービスです。令和3年3月から、三鷹市内に在住・在勤・在学で図書館の利用カードをお持ちのかたを対象としてサービス提供をしています。

¹⁷読み放題パック：同時接続数（利用者数）に制限のないマルチライセンスの電子書籍を図書館用にパック化したものです。

(4) 児童書研究資料の充実

子どもの読書活動に関わる活動を行っているかたや子どもへの読み聞かせを行っている保護者などに役立つ、子どもの本に関する参考資料（児童書研究資料）のさらなる充実を図ります。

(5) 見やすい・探しやすい 本と出会える環境づくり 新規

資料の置き方が異なり探しづらいという利用者アンケートでの意見を受け、子どもにも見やすい、探しやすい、親しみのある雰囲気書架表示や配架場所の統一などの見直しを図ります。各館のティーンズコーナーとも合わせ、今後も利用したくなる環境整備に取り組んでいきます。

2 学校図書館への支援

資料貸出や情報提供などを通して学校図書館を積極的に支援するとともに、「三鷹『学び』のスタンダード（家庭版）」¹⁸を推進するため、司書教諭と学校図書館司書とのネットワークを強化し、学校図書館支援機能の充実を図ります。

(1) 学校図書館との連携強化 拡充

関係部署等と連携しながら、学校図書館司書を対象とした研修会の開催を検討します。

また、国立天文台周辺のまちづくり¹⁹など市全体のまちづくりの中で、学校図書館の地域開放等を含めた学校図書館と図書館の連携について検討をします。

(2) 学校図書館への図書資料の支援

学校図書館司書の意見を募りながら、団体室の蔵書の見直しや学校支援セット²⁰のテーマの見直し・充実を図ります。「リサイクル図書²¹」の提供についても、学校図書館司書と連携を取りながら、利用しやすい運用に変更しつつ、資料提供を継続します。また、団体室をより利用しやすくなるよう、利用方法の見直しを検討します。

¹⁸三鷹『学び』のスタンダード（家庭版）：確かな学力と「人間力」「社会力」を身に付けていくため家庭教育の充実に向け策定した指針です。

¹⁹国立天文台周辺のまちづくり：羽沢小・大沢台小・西部図書館・学童保育所を国立天文台敷地北側ゾーンの新たな施設整備エリアに移転し、隣接する第七中敷地を含めた全体を、地域の共有地「おおさわ commons」と位置づけ、新しい小・中一貫教育校を軸に、図書館等の併設による多世代が集う居心地の良い交流の場と、安全・安心な地域の防災拠点を創ります。「天文台の森を次世代につなぐ学校を核とした新たな地域づくり」の実現に向け、おおさわ commons だけでなく、跡地利用施設や周辺の地域資源等を含めたエリア全体のまちづくりに取り組んでいます。

²⁰学校支援セット：調べ学習等に役立つ資料をテーマごとにセットにして小・中学校図書館に貸出ししています。

²¹リサイクル図書：図書館で除籍する児童用図書のうち状態の良好なものについて、市内の教育・子育て関係施設等へ提供しています。

(3) 土曜日の地域開放での学校図書館運営

学校図書館の地域開放²²の推進等を目的とした「学校図書館・市立図書館連携に関する連絡会」（以下、「連絡会」という。）を継続します。連絡会では各校の取組みなどの情報交換、情報共有を行います。運営については、資料貸出しの視点の他に、地域の交流の場としての視点など多様な活用方法を検討します。特に利用実績の少ない中学校図書館については、実施方法を含めた検討を今後も進めていきます。

3 関係施設・部署との連携

子どもの読書環境整備に資するため、コミュニティ・センター図書室や関係部署との連携強化を図り、他市内関連機関や施設との連携を深めます。また、地域文庫・家庭文庫への支援を継続します。

(1) コミュニティ・センター図書室との連携

連携館の井の頭コミュニティ・センター図書室とは、児童向け事業の開催や児童書に関する情報の共有をしています。今後も事業連携、情報共有に努め、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。

(2) 子ども政策部との連携

他部署や関連施設と連携して行う乳児向けサービスとして、子ども政策部との連携による民生委員・児童委員が乳児のいる家庭へ絵本を届ける「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）²³」、子育て支援施設で絵本の貸出しや利用カード発行をする出前事業「あかちゃんであえとしゃかん にこにこ」、病院や子育て関係施設など親子連れが集まる場所に推薦絵本セットを配置する「絵本パック」、母親学級での図書館利用法紹介事業、市が発行する母子健康手帳への絵本を通じた子どもの成長を記録できる「赤ちゃん・子どもとつくる絵本の思い出」の掲載などを継続し、今後も関連施設と連携を密にしながら、図書館以外の様々な場所で本と出会える環境づくりに取り組みます。

(3) 三鷹市星と森と絵本の家との連携

三鷹市星と森と絵本を家のテーマ展示に関連する資料の展示や貸出し、施設紹介、おたよりの配布を継続します。

神沢利子さん関連事業については、今後も共催展示を行うなど、連携事業の充実を図ります。また、三鷹市星と森と絵本の家が主催する「子

²²学校図書館の地域開放：国立学校または公立学校図書館を地域の人々の利用に供すること。「社会教育法」第44条、「学校教育法」第137条による。小中高校においては学校教育上支障のない限り、学校施設を児童生徒が利用していない休日や夜間などに地域の人々に開放する学校開放の一環として行われる。学校は生涯学習施設と位置付けられ、さらに学校週5日制の実施に伴って、コミュニティ・センターとしての性質を持つことが期待されている。また、複合施設が造られ、学校図書館開放も広がりを見せている。しかし、学校図書館開放のためには学校図書館が十分に整備され、機能の充実が図られていることが前提となる。近年、大学図書館の地域開放も進んでいる。（図書館情報学用語辞典第5版）

²³乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）：概ね生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の民生委員・児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や、図書館が選定したブックスタート絵本をお届けしています。

どもと絵本ボランティア講座」への講師派遣を継続します。講座受講生の活動場所の提供や、みたか・子どもと絵本プロジェクト連絡会²⁴との連携をより進めます。

(4) 地域文庫・家庭文庫への長期貸出

子どもの読書活動推進のために長年にわたり活動している地域文庫・家庭文庫²⁵は、図書館にはない家庭的な雰囲気のある地域と密着した本と出会える場所です。図書館は地域文庫・家庭文庫5団体に対し、2023（令和5）年度末で4,517点の資料を長期貸出しており、各文庫で活用されています。引き続き、地域文庫・家庭文庫の活動が活発になるように資料の貸出しを継続します。

4 市内施設、団体向けサービスの充実

子どもが本と出会える場所として、市内には、既出施設以外にも、保育施設、幼稚園、学童保育所、地域子どもクラブ、子ども家庭支援センター、多世代交流センター（児童館）、むらさき子どもひろば、親子ひろば²⁶など多数の施設があります。市内施設の読書環境を充実するためのサービスの拡充を図ります。

(1) 子ども向け施設への団体貸出 拡充

団体貸出の周知及び利用を推進し、団体登録数を増やす取組みを進めます。また団体利用登録要件の見直し等により施設にあった利用方法の検討を行います。

学級文庫²⁷の資料配送を図書館が担い、その利用促進を図ります。推薦資料リスト掲載本の複本活用や基本資料の複本を増やすなど、蔵書構成の見直しも継続して行います。団体向けにパネルシアターやエプロンシアターの貸出しの検討を進めます。

²⁴みたか・子どもと絵本プロジェクト連絡会：子どもたちが歩いていける身近な地域で絵本と出会い、楽しさを体験できる環境と、子どもと絵本に関心を持つ担い手をつくるための活動を行っています。こうした子どもと絵本に関わる活動グループが連絡会をつくり、より良い活動をめざしています。

²⁵地域文庫・家庭文庫：個人宅や施設内で、子どもたちへ向けた本の貸し出しやおはなし会等の行事を行っています。これらの文庫は、家庭的なくつろいだ雰囲気の中で読書に親しむことができ、地域に根ざし、子どもが気軽に利用できるといった特徴があります。

²⁶親子ひろば：地域子育て支援拠点授業。主に乳幼児を持つ地域の子育て家庭を支援するための場所です。

²⁷学級文庫：学校、主として小学校の各教室に設けられるコレクション。児童生徒や教師などの図書の持ち寄りや学級費などによる図書購入などから発生した文庫であるが、公共図書館や学校図書館からの団体貸出によって資料がそろえられることが多くなり、現在は学校図書館の分館として機能する傾向がある。特に小学校低学年には図書館利用の導入として意義がある。運営は、担任教師の指導のもとに児童生徒の自主的活動に任せられる。（図書館情報学用語辞典第5版）三鷹市では、市立小・中学校各学級に40冊を上限に貸出しています。令和5年度から選書と配送を学級の保護者から選書を学校司書に配送を図書館が担う方法に変更しました。

(2) リサイクル図書の提供と活用

図書館では市立小・中学校のほか、市内の子育て支援施設や子どもの集まる施設へリサイクル図書を提供しています。提供冊数が減少傾向であるため、対象施設へのヒアリングを実施し、現状に沿った提供や通知方法の改正を行います。

また、リサイクル市民工房を通じて絵本などを市民に提供することで、家庭など子どもの身近な場所に本がある環境づくりを推進します。

5 移動図書館「ひまわり号」の活用

図書館では、図書館に来館が困難な方へ図書館サービスを提供するため、市内 19 か所の巡回ステーションに移動図書館車を巡回し、乳幼児がいる家庭にも多く利用されています。小学生の利用の多いステーションもあり、利用者の意向を反映した蔵書構成への見直しも行います。

2023（令和 5）年度には巡回日以外のイベントに初めて移動図書館「ひまわり号」が参加しました。今後もより多くの市民に移動図書館について知ってもらうための機会を拡充していきます。

6 居場所としての図書館

各館に閲覧席や学習席が設置されています。また、「ティーンズ対象まなびの場事業²⁸」を随時見直し、利用拡大を目指します。また居場所としての「みたかとしょかん図書部！²⁹」の活動の継続のほか、「こどもカウンター³⁰」の認知や利用の拡大を目指します。

また図書館開館中はいつでも利用できる施設であることを小・中学生に認知してもらえるよう、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用も含め、効果的に周知されるよう方法を検討していきます。

7 読書や調べ学習のための情報提供

(1) 図書館での子どもの本に関するレファレンスの充実

「こどもカウンター」をはじめ、児童サービス担当職員による読書案内やレファレンス³¹などの充実を図ります。図書館だよりや図書館ホームページなどでレファレンスサービスの周知を図ります。どの館を利用しても、子どもや、子どもの読書活動に関わる人が同じサービスを受けられるよう、取り組んでいきます。

²⁸ ティーンズ対象まなびの場事業：10 代を対象に長期休業期間中、本館の集会室を自習スペースなどの居場所として提供している事業です。

²⁹ みたかとしょかん図書部！：三鷹図書館で活動する中学生から 20 歳くらいまでのグループです。読書や図書館の楽しさを同世代に向けて発信する活動をしています。

³⁰ こどもカウンター：本館の児童書コーナーに設置された児童書レファレンス専用のカウンターです。平日の火曜午前、水・木曜午後に開設しています。

³¹ レファレンス：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること、およびそれにかかわる諸業務（図書館情報学用語辞典）

夏休みなどの長期休業期間に自由研究や調べ学習に関する資料の貸出しが多い傾向がみられるため、資料を選びやすくするための配架の工夫を継続します。

(2) 各種推薦資料リストなどの作成と活用

子どもがより多くの本に出会い、本の楽しさを感じられるように、子ども及び子どもの読書活動に関わる人が活用できる推薦資料リストの内容の更新を図ります。

また、各年齢層に向けた推薦資料リストの配布先、図書館内掲示、案内及び広報を工夫し、広く市民の目に触れ、活用されるように努めます。

第2 読書の楽しさを伝えるしくみ

読書への関心が個々に異なる子どもと本を繋ぐ役割を担うのは、図書館をはじめ、学校、地域や家庭です。子どもの特性や成長に応じた様々な本との出会いや多様な読書の機会を提供し、子どもが感動したり、知る喜びを体験したり、目的をもって本を読んだり、読書に主体的に関わることができるよう、それぞれの発達段階に応じた切れ目ない支援をしていきます。

年齢や場所に応じた読書活動の支援のほか、支援に関わる人財の育成と活動の場の提供、読書に関する情報の提供等の充実を総合的に推進し、特に、ティーンズ世代の読書活動の取組みについて様々なアプローチを図っていきます。

1 図書館で行う発達段階に応じた読書活動

(1) 乳幼児・小学生向け読書活動

ア 乳児向け読書活動の推進

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を通じてのブックスタート事業³²、子育て支援施設等への絵本パックの設置、「あかちゃんであえとしゃかん にこにこ」、全館での乳児向けおはなし会、母親学級図書館利用法紹介事業などを通じて、乳児向けおはなし会の広報周知を継続し、乳児期の読み聞かせの有効性を伝えていきます。

イ おはなし会の充実

おはなし会は、子どもと本を繋ぐことを目的としており、直接子どもと接することのできる貴重な機会です。図書館では、乳児向け、幼児～小学生向けに定期的におはなし会を実施しています。乳児向けおはなし会は、わらべうたや手遊びなどで遊びながら、絵本の読み聞かせをしています。おはなし会は保護者同士の交流の場ともなっています。幼児～小学生向けおはなし会は、絵本の読み聞かせのほか、ストーリーテリング³³や小道具を使ったおはなしなど、多彩な手段を通しておはなしや絵本などの世界に親しんでいます。おはなし会は図書館サポーター³⁴や地域で活動するボランティアと職員との協働によって行っていますが、時期、時間等に配慮するなどし、より多くの子どもが参加できるように改善を図っていきます。

³²ブックスタート事業：絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする図書館と保健所の協力活動（図書館情報学用語辞典第5版）三鷹市では平成15年度から実施しています。

³³ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。図書館では、公共図書館や学校図書館で子どもを対象に図書館員や教師が物語を語ることを指す。（図書館情報学用語辞典第5版）

³⁴図書館サポーター：図書館で活動する市民で、その活動をしていく中で地域に本を通じた楽しみを広げることを目的としています。

ウ 多様な視点からの読書活動の推進

「子ども読書の日³⁵」前後の「春のみたか子ども読書フェア」、「夏休みは図書館へ!」、「秋のみたか子ども読書フェア」をはじめ、作家のワークショップや人形劇、「中高生におススメ!POP 大賞³⁶」など、読書に親しむきっかけとなる行事の実施や多様な読書の機会、三鷹ゆかりの作家を紹介する事業など多角的視点を持った事業の拡充の提供を継続していきます。

季節に応じた本の展示・貸出しや図書館ホームページやX（旧Twitter）などを活用した本の紹介なども実施し、子どもが豊かで楽しい読書経験ができるよう、本との出会いの機会を充実させていきます。

(2) ティーンズ向け読書活動

読書への関心や意欲及び読書力に個人差が大きく、進学や就職、部活動など様々な活動が増えて行くことで読書時間の確保が難しいとされるティーンズ³⁷世代に対して、図書館資料の充実や、興味を引き出す情報発信、講演会など、限られた時間の中でも充実した読書ができ、読書への関心を高めるサービスの提供に努めます。

ア 情報発信

図書の貸出しランキングをはじめ、「中高生におススメ!POP 大賞」受賞作品などを含む書籍紹介を多数掲載したティーンズ図書目録を発行し、館内配布のほか、市立中学校図書館にも配布を継続します。また中学生向け利用案内を発行、市立中学校全生徒に配布し、ティーンズ世代が読書を楽しめるような情報を発信します。また、SNS等を活用した情報発信の方法についても検討していきます。

イ ニーズ調査と情報交換

定期的に市立中学校の生徒にアンケートを実施し、ティーンズ世代が求めているサービス提供ができるよう取り組んでいきます。また、連絡会にティーンズ担当が参加して情報交換を行っています。ティーンズ担当者会も定期開催し、サービス充実に向けた検討を行っています。引き続き学校図書館との連携事業及びティーンズ向けサービスの拡充を図ります。

³⁵子ども読書の日：子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、平成13年に4月23日が「子ども読書の日」と定められました。

³⁶中高生におススメ!POP 大賞：書店などで販売促進用に使われる本の魅力を伝える小さなカード「POP」のコンテスト。中学・高校生世代へのおすすめ図書を年齢問わず募集し、優秀作品等を決めるイベントです。

³⁷ティーンズ：中学・高校生世代を指す呼称について、令和元年度から、より多くのティーンズ世代に馴染んでもらえるよう、サービス対象の名称を「ヤングアダルト」から一般的に伝わりやすい「ティーンズ」へ変更しました。

ウ 読書活動の推進

「みたかとしょかん図書部！」は、POP や部誌の作成、イベントの企画・運営など多岐にわたって積極的に活動をしています。図書館としても部員の自主的な活動を後押ししていきます。ほかにも、ティーンズ世代が興味をかきたてられ、読書の楽しみを共有できるイベントや展示などの事業拡充を図ります。

また、ティーンズ世代にとって、キャリア教育の視点から、職場体験は特に大切です。職場体験を通して働くということ学ぶとともに、図書館の仕組みを学び、本に触れる機会を多く持つことで読書への関心を喚起する良い機会として、今後も職場体験や夏季体験ボランティアを積極的に受け入れます。

(3) 配慮が必要な子どもに対する読書活動の推進 拡充

健康推進課「あなたの心を支える1冊、見つけよう」、子ども家庭支援センターりぼん「児童虐待予防・養育家庭普及啓発キャンペーン」などの他部署との共催展示の継続や、読書サポートサービスの周知や資料の拡充を図っていきます。図書館利用が困難な子ども向けの資料を集めた「ユニバーサルデザイン図書コーナー」やサービスについて、より多くの市民に知っていただき、必要とする子どものもとへ届けられるよう、あらゆる機会を捉えて広報に努めるとともに困りごとを抱える子どもに関する資料の充実や適応支援教室・教育支援学級との連携、子どもの居場所としての図書館機能について拡充の検討を行います。

(4) 国際理解・異文化交流事業の推進

南部図書館みんなみでは、パートナーシップ協定を結ぶ公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との連携・協働という特色を活かし、みんなみフェスタ等の国際理解、異文化・多文化交流に資する事業を継続します。

2 家庭・地域における読書活動

(1) 家庭での絵本の読み聞かせなどに関する読書活動の推進

ブックスタート事業や図書館ホームページを通して、絵本の選び方や、読み聞かせに関する情報を家庭に向けて発信します。

(2) 地域における市民協働による読書活動の推進

幼稚園や保育園、コミュニティ・センター、多世代交流センター、学童保育所などではボランティアによる読み聞かせなどが実施されています。図書館サポーターも市内の保育園に出向き、定期的に絵本の読み聞かせなどおはなし会を実施しています。小・中学校ではPTA や地域のボランティアグループ、学校図書館司書などによる読み聞かせなどが行われています。この市民協働による読書活動が継続するように、図書館は、

資料の貸出しのほか、読み聞かせ入門講座やボランティア向け講座を実施し、ボランティア及び図書館サポーターの支援を継続します。

(3) ボランティアグループ、地域・家庭文庫の紹介

図書館ホームページの「こどもページ」には地域文庫・家庭文庫の一覧や図書館のおはなし会に関わるボランティアグループの紹介を掲載しています。2023（令和5）年度には三鷹市文庫連絡会がホームページを開設し、各文庫の紹介や講習会のお知らせ、報告等を掲載しています。地域文庫・家庭文庫の活動や地域で読み聞かせを実施しているボランティアグループの活動をより多くのかたに知ってもらうため、今後も館内チラシや図書館ホームページ、図書館だより、X（旧 Twitter）などを通して、活動内容などの広報を行っていきます。

3 学校における読書活動

朝や昼休みなどの読書時間の設定、「読書週間」「読書月間」の開催、学級活動などで読書会を実施するなど市内の各校で読書活動の全体計画・年間指導計画による特色のある読書活動が行われています。

(1) 情報共有・発信

連絡会での実践報告をはじめとし、各校の取組みについて情報の提供と共有を図っています。これまでも「本の帯コンテスト」「しおりデザインコンテスト」など各学校での活動の様子を多くの利用者に知ってもらう機会を設けましたが、今後もきめ細かに連絡を取り合い、情報の提供と共有を図るとともに、市立小・中学校での読書活動の紹介展示を各館に拡充し、広く情報を発信します。

(2) 小学生の図書館訪問活動の推進 拡充

図書館訪問を希望する市立小学校が、授業の一環で図書館に来館し、利用体験をしています。公立図書館と学校図書館の違いや、図書館の使い方を学ぶ良い機会として、今後も積極的に受け入れます。訪れた小学生には、図書館の役割や仕事について知ってもらうほかに、電子書籍やイベントの周知、ブックトークなどを通じて、図書館利用促進を目的とした周知を強化していきます。

4 子どもの読書活動に関する情報の発信

本館では「子どもと本の情報コーナー」を設置し、関連施設での子どもの本に関するイベントなどの情報を発信しています。その他、図書館の各館でも同様に設置場所を工夫して情報発信を行っています。今後も積極的に情報を収集し、「子どもと本の情報コーナー」や、図書館ホームページ、図書館だよりやメールマガジン、X（旧 Twitter）などでの年代や目的に合わせた情報発信の充実に努めます。

5 児童サービス担当職員の資質向上

図書館を利用する子どもや子どもの読書活動に関わるかたからのニーズは年々専門的かつ広範囲になっています。児童サービス担当職員は、公益社団法人日本図書館協会主催の児童図書館員専門研修、東京都立図書館主催の実務研修などへの職員派遣に加えて、担当者会議での自主研修など、専門性の向上及び知識・技術の共有を図るため職員研修を実施し、読書相談、レファレンス、調べ学習等を含む子どもの読書活動推進に努めます。